

令和7年度しまなみ地域観光客滞在促進事業委託業務 仕様書

1 目 的

しまなみ地域（しまなみ海道及びゆめしま海道沿線地域）で製造される多彩な酒類（以下、「SHIMANAMIの酒」という）を軸に、地域内の豊かな自然や食などを結び付け、魅力的な観光コンテンツを造成・提供することで、観光客に地域の魅力をより深く体験・認識してもらう機会を創出し、宿泊者数の増加や滞在期間の延長を図ることを目的とする。

2 委託者

瀬戸内しまなみ海道活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 概 要

(1) 業務名

令和7年度しまなみ地域観光客滞在促進事業委託業務（以下「委託業務」という。）

(2) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）までとする。

(3) 委託料上限

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託業務の対象

本業務は令和9年度までを目途に実施する見込み（毎年度、議会の議決が必要）であり、ターゲットは以下のとおり想定しているが、当年度の具体的な対象は、企画提案の内容を踏まえ、委託者と受託者で協議の上、決定するものとする。

- (1) 年齢等 20代～50代、観光・体験志向が高い層を対象とし、国内外の中高所得層も視野に入れる。
- (2) 地域等 東京や関西などの大都市圏からの旅行者に加え、中国・四国地方の近距離旅行者、さらにインバウンド客を含む。
- (3) 嗜好等 お酒を楽しむカップルや友人グループ、食文化や地域体験に関心がある旅行者。

5 委託業務の内容

本業務の受託者は、「SHIMANAMIの酒」にまつわる観光コンテンツを造成のうえ、以下の内容等の中から予算の範囲内で、より効果的な内容を選択して実施することで、「SHIMANAMIの酒」の認知度向上及び観光客の滞在促進を図るものとする。

なお、コンテンツの造成に当たっては、地元の酒造・観光・宿泊・飲食事業者などが参画予定の『「SHIMANAMIの酒」おもてなし検討会（仮称）』と連携し、検討会での意見を踏まえて造成する。

(1) 「SHIMANAMIの酒」観光コンテンツの造成

本事業の核となる「SHIMANAMIの酒」にまつわる新たな観光コンテンツを造成したり、既存のコンテンツに「SHIMANAMIの酒」を組み込むなどして、持続可能な観光商品として磨き上げる。

①観光コンテンツの企画・造成

別紙を参考に「体験コンテンツ」「クラフト・ものづくり型」「リラクゼーション型」「地域限定のフードペアリング」といった形態の観光コンテンツを造成し、地域の特色を生かした商品化を図る。なお、本事業では「令和9年度末までに20本のコンテンツを造成」としていることから、今年度は5～8本程度を造成することを目指す。

②観光アドバイザーとの連携

観光に知見を持つ有識者から観光コンテンツの造成や既存観光コンテンツの磨き

込みに関する助言を受け、販売に繋げる。

(2) 「SHIMANAMIの酒」認知度向上プロモーション等の実施

「SHIMANAMIの酒」の認知度を向上させるための、戦略的なプロモーションやイベントを展開する。

(3) 「SHIMANAMIの酒」ファムツアーの実施

開発した観光コンテンツの市場評価を行い、認知度向上と販路拡大を図るため、旅行会社やメディア関係者向けのファムツアーを実施する。

① 造成コンテンツの試験運用

県内外の旅行会社、メディア関係者等を招き、本事業にて造成した観光コンテンツを実際に体験してもらう。

② フィードバックの収集及びブラッシュアップ

ファムツアーの参加者へのアンケート調査や意見交換を通じて意見を収集し、観光商品の改善を行い、より魅力的な商品へ磨き上げを行うために観光コンテンツ事業者へのフィードバックを行う。

③ メディア露出とPR

メディア関係者には、ファムツアー後にしまなみ地域の「SHIMANAMIの酒」をテーマにした情報発信を依頼し、可能な限りの広報活動を展開する。

(4) 想定スケジュール

項目・時期	R7													R8・R9
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～	
検討会の開催				●				●						
				第1回				第2回						
コンテンツ造成		●	プロポーザル											
認知度向上プロモーション						期間中1回							継続的な取組み	
ファムツアー							期間中1回							
商品造成・販売強化														旅行会社との連携・商品販売
地域事業者との連携														宿泊施設・飲食店等との連携

6 経費の内訳

委託業務に係る一切の収支を計上すること。

7 成果品

委託業務終了後、速やかに業務の内容を取りまとめた実施報告書を実行委員会へ提出すること。

8 その他留意事項

(1) 受託者は本業務を実施するにあたっては、委託者と十分な調整を行うこと。

(2) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対し、業務の進捗状況について報告を求めることができる。

(3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。